

社会福祉法人三芳町社会福祉協議会評議員選任・解任委員会運営細則

平成29年4月1日

細則第 1 号

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人三芳町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第17条第7項の規定に基づき評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という）の運営に関する事項について定める。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、本会の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員の構成)

第3条 委員会は、下記に掲げる区分から3名以上で構成する。ただし、外部委員の選任は必須とする。

- (1) 監事
- (2) 事務局員
- (3) 外部委員

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後2年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員の報酬等)

第5条 委員会の委員の報酬は、これを支弁しない。ただし、委員には費用を弁償することができる。

(招集)

第6条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が召集する。

(委員長)

第7条 委員会の委員長は、委員の互選とする。

2 委員長は、この委員会の会務を総理する。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第8条 評議員選任候補者の推薦及び評議員の解任の提案は、評議員選任規程に基づいて、理事会が行う。

(評議員の選任)

第9条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況
(評議員の解任)

第10条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第11条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。
ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(議事録)

第12条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 委員長は、議事録に記名押印する。

(補則)

第13条 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第14条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

- 1 この細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法の一部を改正する法律の附則第9条の規定により、あらかじめ行わなければならない評議員の選任は、この細則の例により行う。
- 3 前項により選任された委員の任期は、この細則の施行の日から起算するものとする。